

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿を作成するために使用する	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 続柄、7 世帯主名、8 住所、9 投票区、10 簿冊番号、11 頁番号、12 行政区、13 班、14 旧自治体、15 異動日、16 異動事由、17 届出日、18 失権者区分、19 失権事由、20 失権終了日、21 転出先、22 選挙人名簿登録証明書、23 選挙人名簿登録証明書番号、24 選挙人名簿登録証明書有効期限、25 郵便投票証明書、26 郵便投票証明書発行日、27 郵便投票証明書有効期限、28 在外登録区分、29 登録者区分、30 重複照会者、31 転入元市町村、32 転出先市町村、33 有権者区分	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市長、18～20については本籍地又は前住所地選挙管理委員会から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他市区町村選挙管理委員会、岐阜地方裁判所、検察審査会事務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 高山市選挙管理委員会事務局 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目の内容については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条の規定に基づき異議の申立てができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—